

4 公埼理第 35 号
令和 4 年 5 月 17 日

会員各位

公益社団法人埼玉県理学療法士会
会長 南本 浩之
(公文書番号にて公印略)

**新型コロナウイルス感染症発生に伴う養成校、実習施設への周知事項
(文部科学省、厚生労働省より)**

会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症発生に伴う養成校、実習施設への周知事項が示されましたのでご連絡いたします。詳細は添付書類をご参照ください。

主な内容としては、下記の通りです。

- ・新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じた場合、代わり得る学修の実施により必要な単位等を履修して卒業(修了)した者は、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められる
- ・学生等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等であっても、実習時期の変更や学内実習に代える等、教育を受ける機会を最大限確保する
- ・学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等に対して、ワクチン接種や PCR 検査等を実習の受入れの必須要件としないよう再度周知する

以上